

二年保育裁判連盟

第三九号 二〇〇九年五月発行
 ○発行 全国生活保護裁判連絡会
 ○事務局 つくし法律事務所
 (〇七五一四一一二三四四)



【お知らせ】 2009年・第一五回総会は、 9月に埼玉で開催！

【日時】2009年9月20日(日)午前10時～午後4時半
 【会場】さいたま共済会館

○「派遣切り」など未曾有の経済危機のもと、「派遣村」で明らかになつた生活保護の有効性を広げるにはどのような課題があるか話し合います。

○北九州市での乱暴な指導指示違反による停廻止処分を取消した裁判や、生存権裁判を初めこの1年間の裁判や審査請求の闘いについて交流し、地元三郷市での裁判勝利に向けた意見交換を行います。

日弁連の生活保護法改正要綱案作成される

代表委員

尾藤廣喜

まとまつた生活保護法改正要綱案

日本弁護士連合会(日弁連)は、
 の釧路での第49回人権擁護大会において、「貧困の連鎖を断ち切
 り、すべての人の尊厳に値する生
 存を実現することを求める決議」
 を全会一致で採択し、その決議内
 容を実現するために、2007年(平成
 19年)3月に「生活保護問題緊急対策委員会」を設置して、生活保護制度の実態把握とその運

用の改善、生活保護申請援助体制の整備、さらに、生活保護法改正の提案のための調査研究等の活動に取り組んできました。そして、同委員会は、検討の結果、運用と内容の面でさまざまな問題が指摘されてきた現行の生活保護法の改正要綱案をまとめ、さくら老齢加算を段階的に削減・廃止し、2006年(平成18年)4月から母子加算も段階的に削減し、2004年(平成16年)4月から老齢加算を段階的に削減・廃止しました。また、2007年(平成19年)1月には、突然に生活扶助基準の引き下げを行なおうとしました。まず、このような厚生労働大臣の恣意的な運用を防止することが必要です。日本における最低生活の基準の決定は、国政の重要な課題であり、国権の最高機関である国議の議決にからしめることによつて、民主的コントロールを確保すべきです。そして、このため、保

能にする制度的保障」です。「水際作戦」とは、窮状で福祉事務所に来た人に對して、保護

の申請をさせずに追い返してしまったことを言いますが、現在、このような窓口対応が全国的に横行している実態があります。このため、これを不可能にする法的手だてをまず定めようとするもので、申請が権利でありこれを侵害してはならないことを明示すること、申請書の参考書式を保護の実施機関に備え付けておくことの義務づけ、さらには、生活保護制度の周知徹底について国と自治体に広報義務を課することなどを定めていきます。

第2の柱は、「保護基準の決定に対する民主的コントロール」であります。

原形の生活保護法は、保護の基準を厚生労働大臣が定めることになつており、国会による民主的コントロールが全くなされておりません。ところが、厚生労働大臣は、せん。ところが、厚生労働大臣は、

2008年(平成20年)1月18日に日弁連の改正要綱案が発表されました。改訂要綱案の内容には、大きく4つの柱があります。第一の柱は、「水際作戦」です。水際作戦とは、窮状で福祉事務所に来た人に對して、保護

対する積極的な支援の実現」です。現在の生活保護制度は、いわゆる稼働年齢層が利用しやすい制度となりました。そこで、生活保護基準以下で稼働年齢層が利用しやすい制度となつておらず、「ワーキングプア」を広く受け入れるものとはなつております。そこで、生活保護基準以下の生活に落ち込む前の低所得者に対して、住宅給付(扶助)・医療給付(扶助)・生業給付(扶助)に限定した部分給付(扶助)を行なつて、早期の自立に向けた積極的な支援策を講じることにしていました。これによつて、「利用しやすく自立しやすい生活保護制度」を実現しようという内容になつています。

その外にも、生活保障法に関する費用を100%国の負担とすること、ケースワーカーの担当ケースの法定と軽減などの内容も盛り込んでいます。

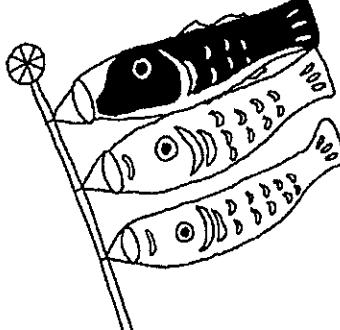
1 はじめに

昨年12月25日、広島地方裁判所は、生活保護の老齢加算、母子加算の削減、廃止を違法としてその取消などを求めた、いわゆる生存権裁判について、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。その年の6月26日の東京地裁に続いての敗訴である。

この裁判は、国が、生活保護受給者のうち70歳以上の高齢者に支給していた老齢加算を減額・廃止した处分、生活保護受給者のうち一人親世帯の15歳から18歳までの子を持つ世帯に支給していた母子加算を減額・廃止した处分、生活保護受給者のうち多人数世帯の保護費を減額した処分が、国民の生存権を保障した憲法第25条及び生活保護法に反する、違憲・違法なものであることを争つた訴訟である。この生存権裁判は、平成17年4月27日、まず京都地方裁判所にその処分の取消を求める訴えが提起され、その後、広島、新潟、秋田、福岡、東京、札幌、釧路、神戸と提訴が相次ぎ、その原告総数は116名にのぼつてゐる。

また、この間、深刻化する格差社会の一端を示すものとして、マスコミにも大きく取り上げられ、社会的耳目を集めることとなつた。

生存権裁判特集



です。もちろん、現在の生活保護法においても、権利として生活保護法上の用語自体が、利用者にステイグマを与え、制度の利用から遠ざけている実態があります。そこで、「被保護者」を「利用者」、「要保護者」を「要保障者」、「保護」を「生活保障給付」に、さらに、「生活保護法」という用語 자체も「生活保障法」と変更することを提案しています。これによつて、生活保護は恩恵ではなく、憲法25条に基づく権利であることをより明確にしたいとの思いからの提案です。

ともに、生活保護法改正の実現に向けて運動を広げて行く予定ですので、皆さんのが積極的な意見と改正実現のための運動への参加とご協力をお願いします。

た。

広島では、平成17年12月9日に原告32名（老齢加算30名、母子加算2名）が本件訴訟を提起した。原告らの多くは70歳以上の高齢者であり、残念ながら、今日まで6名の原告の方がお亡くなりになつてゐる。

2 勝訴への期待

我々、広島弁護団は半ば勝訴を確信していた。というのは、本件の審理を担当した裁判長が、弁論準備手続で、「本件処分は、新たに基準を作成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前に誤りのない行政判断を変更するな

る」と明確に証言し、さらに、「これを是正するには司法の力によるしかないとして「この裁判では非そういう判決をお願いしたい」と思つてゐる。このような証言をするることは異例のことであつた。その結果、被告は、それまで本件処分の合理性を確認して、方専門委員会の中間報告においていたのを、最後には、「生活保護基準は、法8条に基づき厚生労働大臣が定めることとされてはいかないのではないか」と述べ、成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前

に誤りのない行政判断を変更するな」というのは、本件の審理を担当した裁判長が、弁論準備手続で、「本件処分は、新たに基準を作成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従

3 判決言い渡し

12月25日原告団及び弁護団は、多數集まつた支援者の拍手に送られ、入廷し、判決の時を待つた。裁判長の読み上げた判決主文は、原告に亡くなつた原告についての判断から始まつたため、請求棄却などと理解するまで時間がかかつた。しかし、その結論には「えつ、何故

か」が、厚生労働大臣が保護基準を策定する際には、社会保障審議会を開催せず、その審議を経ていなかつたとしても、この点のみから判断された保護基準が違法となるものではなく、保護基準は有効である。飽くまで、厚生労働大臣がその判断の逸脱・濫用があつたかどりのない行政判断を変更する場合にも、この責任分配がそのまま妥当であるかについては疑義があるところである。すなわち、一旦正しいものとして行つた行政判断を、行政機関自らが受給者に不利益に変更するようないか。被告は、「上記の点について検討されたい」と述べたからである。また、被告が本件処分の合理性の根拠としてきたのは、あり方専門員会の中間報告であつたが、廣島では、佐史静岡大学教授が原告側証人として出頭した。そして、布川教授は、老齢加算是無条件での削減、廃止といふ結論ではなかつたし、母子加算については廃止するという結論には至つておらず、今回の老齢加算、母子加算の削減、廃止は、あり方専門委員会での議論とは異なるものであつた。原告訴訟へ

我々弁護団は勝訴を確信していた。政府の審議会の委員が、法廷で信して、原告らの本人尋問も行つた。その結果、被告は、それまで本件処分の合理性を確認して、方専門委員会の中間報告においていたのを、最後には、「生活保護基準は、法8条に基づき厚生労働大臣が定めることとされてはいかないのではないか」と述べ、成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前に誤りのない行政判断を変更するな」というのは、本件の審理を担当した裁判長が、弁論準備手続で、「本件処分は、新たに基準を作成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前

我々弁護団は勝訴を確信していた。政府の審議会の委員が、法廷で信して、原告らの本人尋問も行つた。その結果、被告は、それまで本件処分の合理性を確認して、方専門委員会の中間報告においていたのを、最後には、「生活保護基準は、法8条に基づき厚生労働大臣が定めることとされてはいかないのではないか」と述べ、成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前に誤りのない行政判断を変更するな」というのは、本件の審理を担当した裁判長が、弁論準備手続で、「本件処分は、新たに基準を作成する場合ではなく、既に実施され自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別途の期日においても、裁判長は、「従前

もない不抜け判決と言わざるを得ないのである。

5 勝訴に向けて

我々の主張は、残念ながら広島地裁では容れられなかつた。しかし、まだが繼續しているのであり、まだ東京高裁、広島高裁もある。そして何より、そこにはなかなかいられない。全国で未だ審理が開かれ、広島高裁もある。そして何より、そこに生活に困窮している原告達があるのである。

そこで、我々の課題であるが、大きく言つて二つあると思つてゐる。一つは、運動の盛り上がりである。誰もが知つてゐる朝日訴訟の記録映像を広島でのシンポジウムで放映したが、当時は労働組合を巻き込んだ大衆運動が展開され、大きな盛り上がりを見せた。しかし、残念ながら全国でこれだけの裁判が提起されていながら、運動が盛り上がりがつてゐるとは言い難い面がある。原告らは、ただでさえ生活保護を受給しているといふことに負い目を感じ、なかなか運動の先頭に立つことは難しく、支援の会に頼らざるを得ない。

しかし、現在、格差社会や昨年末からの派遣切りなどの問題、貧困問題は社会の大きな関心事であり、最後のセーフティーネットとしての生活保護にも大きな注目が集まつてゐる。これある制度論を乗り越える理論の構築、そして裁判官に原告らの生活実態に目を向けさせる裁判上の工夫である。

6 さいごに

高名な裁判官・弁護士であつた青木英五郎は、「逃げる裁判官」という著作をあらわしたが、広島判決を言い渡された裁判官は、まさに憲法判断を回避し、実体判断を回避し、小手先の主張立証責任という小理屈に逃げ込む「逃げる裁判官」であつた。國の誤りに切り込む気概も氣骨もない裁判官である。そして、その錦の御旗が制度論であり、裁量論についての主張立証責任である。そこで、原告達がいるのである。

従つて、今、これを許さない各種団体を巻き込んだ大規模な運動の展開と、再度弁護団・学者を結集した訴訟活動が求められているのである。

本年2月に提出した控訴理由書(1)では、新たに、「老年医学」という科学的知見に基づいて、老齢加算廃止後の生活保護基準が、「健康で文化的な最低限度の生活」の需要を満たしておらず、第1審判決の判断には重大な誤りがあることを明らかにした。

今後は、元在り方専門委員会委員長岩田正美氏を含む研究者・専門家等の意見書を提出するとともに、これら研究者・専門家の証人尋問の実施を求めていく予定である。また、第1審では、必ずしも審理が充分ではなかつた原告(控訴人)ら高齢保護受給者の生活実態についても、控訴審では充実した審理をさせたため、その生活実態についての調査を行い、現在、その報告書の作成の準備中である。

しかしながら、昨年12月に言い渡された広島地裁の判決が原告らの生活実態について全く触れることなく、原告らの請求を棄却する不当判決であつたこと、京都地裁においても原告本人尋問の申請を却ける訴訟が行われたこと(ただし、この不当な訴訟指揮は京都弁護団らの働きかけにより撤回された)、さらには、東京高裁の第1回口頭弁論において、裁判長が原告らの生活実態を軽視するかのごとき発言を行つたことなどから、果たして、裁判所が原告ら高齢保護受給者の生活状況、困窮状況にあつて、裁判所が原判を覆すのである。そのため、実態を踏まえた充分な審理を行い、司法としての本来の役割を果たすよう裁判所に對して働きかけをしていくことが不可欠である。

北海道生活と健康を守る会連合会は、灯油が高くて病院に行かない日とかは、朝遅く起き夜は早くからフトンに入り、節約の毎日でした。家中でオーバーを着たりして寒さがたえるのはきびしいでした。また、いやでも冬が来ます。どう乗り越えればよいか、困ります。年金は上がるどころか、保険料、介護料などがバッヂ引かれ大変です。財布の中を見ながら、お米とか、おかずとかを買つています。この生活が何とかしていただけませんか、ぜひとお願いします」と訴えています。

今回の物価高騰は、灯油・野菜・

鮮魚・みそ・しょうゆ・牛乳・電気・

ガスなど日常生活に欠かせないものが軒並み値上げになつていて

とで、生活必需品の値上げは、と

りわけ低所得者の生活への大きな打撃になつています。老齢加算と

母子加算の削減・廃止に続いて、物

価高騰によつて生活保護世帯のく

らしの実態は深刻なものとなり

とが軒並み値上げになつていて

います。老齢加算と母子加算を元にもど

すと、②生活扶助基準を引き上げる

たたかいが大切になつています。

加算を元にもどせ、生活扶助基準

の引き上げを求めるたたかい

元にもどさせることです。

第1回に、生存権裁判の勝利、支援の運動を広げ、老齢加算、母子加算を

元にもどさせることです。

政府は、「骨太の方針」の社会保

障費削減の一つとして、生活保

護の老齢加算、母子加算の削減・廃止

を04年から強行しました。私たちは、「人間らしい暮らしを奪う

な」と、くらしの実態と怒りをもと

に、宣伝や自治体交渉、議会への請

願や県知事・厚労大臣への審査請求(不服申し立て)などでたたかい

ました。県知事への審査請求は、老

齢加算で1600人以上、母子加

算では200人近くの人たちがお

こし、口頭意見陳述も行い、切実な

くらしの実態を訴えました。こう

したたかいを土台に、京都府を皮切りに秋田県、広島県、新潟県、北九州市、東京都、青森県、兵庫県、北海道の全国九か所で老齢加算などの削減の取り消しを求める裁判、生存権裁判をたたかっています。原告は約120人になり、そのほとんどが70歳以上の高齢者であり、弁護団は約100人にのぼります。この裁判は、「生存権」を争う裁判として、労働組合や市民団体、弁護士や学者など広範な人たちの期待と共感を集め、マスコミでも大きく取り上げられています。一昨年5月19日に「生存権裁判を支援する全国連絡会」は、多くの団体・個人の参加で結成され、国民生活の最低保障基準(ナショナルミニマム)をめざし、全国的な支援の輪を広げています。

第2に、生活扶助基準の引き上げを実現することです。全国生活と健康を守る会連合会(全生連)は、今回の総選挙の重点要求のトップに「低所得者に物価高騰手当を支給し、「福祉灯油」への助成を拡充すること。生活扶助基準、税金の非課税基準、最低賃金、年金、児童扶養手当などを引き上げること」をあげ、全国で運動を強めています。

厚生労働省は、一昨年の「生活扶助基準に関する検討会」の報告などを根拠に来年度での生活扶助基準の引き下げをねらっていました。また、引き上げない理由として、「平成12年～14年に物価が1・7%下がったが、年金額、生活保護費等は据え置いてきた」とをあげています。①もともと国民年金の平均支給額が月4万円台であり、健康で文化的な最低限の生活を営めない額であること、②政府は生活扶助基準、年金額、児童扶養手当など各種手当額を平成15年度に〇・9%、平成16年には〇・2%～3%の引き下げを行つたこと、③この間、生活保護の老齢加算や母子加算の削減・廃止などを始めたこと、後期高齢者医療制度保険料・住民税・国保税(料)や介護保険料などの負担増がおきています。こうした理由は成り立たないものです。

私たちも、麻生首相宛てのハガキ、自治体交渉、厚生労働省交渉、議員への要請などにとりくみ、生活保護利用者の声を届け、生活扶助基準の引き上げる運動を強めました。こうしたなかで、昨年11月6日、北海道東北知事会は、「原油及び原材料高騰対策の充実・緊急提言」で、生活保護費や年金の引き上げを国に要望しています。

麻生内閣は、08年度第2次補正予算案と2009年度予算案を閣議で決定しました。深刻な景気悪化の日に「生存権裁判を支援する全国連絡会」は、多くの団体・個人の参加で結成され、国民生活の最低保障基準(ナショナルミニマム)をめざし、全国的な支援の輪を広げています。

第2に、生活扶助基準の引き上げを実現することです。

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)

は、今回の総選挙の重点要求のトッ

プに「低所得者に物価高騰手当を支給し、「福祉灯油」への助成を拡充すること。生活扶助基準、税金の非課税基準、最低賃金、年金、児童扶養手当などを引き上げること」をあげ、全国で運動を強めています。

厚生労働省は、一昨年の「生活扶助基準に関する検討会」の報告などを根拠に来年度での生活扶助基準の引き下

げをねらっていました。また、引き上

げない理由として、「平成12年～14

年に物価が1・7%下がったが、年金

額、生活保護費等は据え置いてきた」とをあげています。①もともと国民年

金の平均支給額が月4万円台であり、

健康で文化的な最低限の生活を営めな

い額であること、②政府は生活扶助基

準、年金額、児童扶養手当など各種手

当額を平成15年度に〇・9%、平成16

年には〇・2%～3%の引き下

げを行つたこと、③この間、生活保護の

老齢加算や母子加算の削減・廃止などを始めたこと、後期高齢者医療制度保

険料・住民税・国保税(料)や介護保

険料などの負担増がおきています。こ

うした理由は成り立たないものです。

このたたかいの意義は、①高齢者

や母子の生活保護世帯の命と暮らし

を守り、②生活保護基準を基軸にし

て、国民生活の最低保障基準(ナ

ショナルミニマム)の引き上げをめざすものです。

たたかいの方向は、①生活保護を受けている当事者の実態と要求を

国・自治体・裁判所に届けることで

す。②物価高騰手当の支給など自治

体に独自措置を実施させるととも

に、自治体から老齢、母子加算の復活など国に要求させるたたかいを強めることです。そして、③今年4月の母子加算の全面廃止に対し、処分の取り消しを求める審査請求を大規模におこします。④全国各地の運動を交流・促進するとともに、国民的共同をつくりだしながら、政府や国会への働きかけを強めることで

す。

小泉内閣以来の「骨太の方針」に

おこなわれました。この方針転換が

広がっています。国のこの方針にも

とづいて、老齢加算、母子加算の廃止がおこなわれました。この方針転換がおこなわれました。この方針転換を求める世論が広がっています。国のこの方針にもとで、国民の命と暮らしを守ることが求められています。それには、生活保護費や年金の引き上げを国に要望しています。

内閣以来の社会保険費毎年220億円削減方針は、国民の批判に押され、230億円に「圧縮」せざる

をえませんでした。削減方針は捨

ていいません。国民には、生活保護

の母子加算の廃止などをおこない、

1回限りの「定額給付金」の支給を

としています。一方、私たちの声と

運動が反映して、昨年に続いて生活

扶助基準の引き下げをやめさせ、N

H受信料の全額免除者(生活保護

世帯含む)に地上デジタル放送に必

要なチューナーなどを支給させまし

た。私たちの運動や国民的な世論の

広がりとともに、生存権裁判のたた

かいが、2年連続して生活扶助基準

の引き下げを断念させた、ひとつ

の力になっています。

東京、広島の不当判決を乗り越えて

昨年6月26日、東京地方裁判所

は、原告らの「老齢加算を元にもど

してほしい」との願いをしりぞけ、不

當判決を言い渡しました。同12月

25日には広島地方裁判所も、同じ

く不當判決を言い渡しました。これ

らの判決は、老齢加算等の削減・廃

止によって、「健康で文化的な最低限

度の生活」をうばわれた、高齢者

子世帯の深刻なくらしの実態から

シヨナルミニマムの引き上げをめ

ざすものでした。

このたたかいの意義は、①高齢者

や母子の生活保護世帯の命と暮らし

を守り、②生活保護基準を基軸にし

て、国民生活の最低保障基準(ナ

ショナルミニマム)の引き上げをめ

ざすものでした。

たたかいの方向は、①生活保護を

受けている当事者の実態と要求を

国・自治体・裁判所に届けることで

す。②物価高騰手当の支給など自治

体に独自措置を実施させるととも

に、自治体から老齢、母子加算の復

活など国に要求させるたたかいを強

めることです。そして、③今年4月

の母子加算の全面廃止に対し、処

分の取り消しを求める審査請求を大

規模におこします。④全国各地の運

動を交流・促進するとともに、国民

的共同をつくりだしながら、政府

や国会への働きかけを強めることで

す。

